議第５５号

市民活動センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市市民活動センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）６月６日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市市民活動センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市市民活動センター設置及び管理に関する条例（平成２７年条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「同表第２欄の利用区分に応じて」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第８条、第１１条関係）

施設	１時間当たりの利用料金の範囲（円）	備考
交流・活動ルーム１	５８０から８６０まで	８５㎡
交流・活動ルーム２	１８０から２８０まで	２７㎡
交流・活動ルーム３	２，１３０から３，１９０まで	３１３㎡
附属設備	規則で定める額	

備考

１　１，０００円を超える入場料（名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいい、その金額に区分がある場合は、その最高額をいう。）を徴収する場合の利用料金は、定額の５割増とする。

２　商品の販売及び業務上の利用又は広告、宣伝、展示その他こ

れに類するものであって将来に利便を得ようとして利用すると認めた場合の利用料金は、定額の１０割増とする。

３　利用時間が１時間に満たない場合は当該利用時間を１時間とし、利用時間に１時間に満たない端数がある場合は当該端数を１時間に切り上げる。

４　算定した利用料金の額に１０円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日前に納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市市民活動センター設置及び管理に関する条例（平成２７年９月２５日条例第４８号）

改正後

（利用の許可）

第８条　別表第１欄の施設を利用しようとする者であって、その目的のために利用する者を限定し、又は他の利用を制限した利用をするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

２～４　（略）

別表（第８条、第11条関係）

施設	１時間当たりの利用料金の範囲（円）	備考
交流・活動ルーム１	580から860まで	85㎡
交流・活動ルーム２	180から280まで	27㎡
交流・活動ルーム３	2,130から3,190まで	313㎡
附属設備	規則で定める額	

備考

１　1,000円を超える入場料（名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいい、その金額に区分がある場合は、その最高額をいう。）を徴収する場合の利用料金は、定額の５割増とする。

２　商品の販売及び業務上の利用又は広告、宣伝、展示その他これに類するものであって将来に利便を得ようとして利用すると認めた場合の利用料金は、定額の10割増とする。

３　利用時間が１時間に満たない場合は当該利用時間を１時間とし、利用時間に

改正前

（利用の許可）

第８条　別表第１欄の施設を同表第２欄の利用区分に応じて利用しようとする者であって、その目的のために利用する者を限定し、又は他の利用を制限した利用をするものは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

２～４　（略）

別表（第８条、第11条関係）

施設	利用区分		利用料金の範囲（円）	備考
交流・活動ルーム２	夜間	午後６時から午後９時まで	540から800まで	27㎡
	時間利用	１時間	220から340まで	
交流・活動ルーム３	午前	午前９時30分から正午まで	5,310から7,970まで	313㎡
	午後	午後１時から午後５時まで	8,500から12,740まで	
	夜間	午後６時から午後９時まで	6,380から9,560まで	
	午前・午後	午前９時30分から午後５時まで	15,940から23,900まで	
	午後・夜間	午後１時から午後９時まで	17,000から25,500まで	
	全日	午前９時30分から午後９時まで	24,430から36,650まで	

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>１時間に満たない端数がある場合は当該端数を１時間に切り上げる。
４　算定した利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>時間利用</td><td>１時間</td><td>2,660から
3,980まで</td><td></td></tr>
<tr><td>附属設備</td><td colspan="3">規則で定める額</td><td></td></tr>
</table>
備考
１　1,000円を超える入場料（名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいい、その金額に区分がある場合は、その最高額をいう。）を徴収する場合の利用料金は、定額の５割増とする。
２　商品の販売及び業務上の利用又は広告、宣伝、展示その他これに類するものであって将来に利便を得ようとして利用すると認めた場合の利用料金は、定額の10割増とする。
３　実際の利用時間が本表に定める利用時間に満たない場合であっても、時間割計算は、行わない。
４　利用区分（時間利用を除く。）による利用時間を超過して利用した場合は、１時間につき、時間利用の額を徴収する。この場合において、１時間に満たない時間は、１時間とみなすものとする。
５　算定した利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
</td></tr>
</table>